

概要

物価高騰による市民の生活への影響を緩和することを目的として、市内事業者の事業持続化を促進することに加え、地域における消費を喚起・下支えするために全市民に電子マネーを付与したカードによる商品券を交付いたします。

加盟店における厳守事項

1. カード型商品券(以下、商品券という)は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
2. 商品券を現金化及び別の媒体に電子マネー化することはできません。
3. 不足分は現金等で受け取ってください。
4. 商品券利用者に対し、現金を用いて代金を支払う顧客よりも不利な取り扱いをしないでください。
5. 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないでください。
6. 加盟店は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、商品券取引を取消し、また解除しないものとします。利用者が加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店は自らの責任において、現金もしくは加盟店の電子商品券取引履歴より受け戻すものとし、対応を行うものとします。
7. 7月下旬の「加盟店舗向け説明会」には必ずご参加ください。

商品券での利用の対象にならないもの

1. 法律等で小売定価以外による販売が禁止されている商品の購入(たばこ等)
2. 出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)
3. 現金との換金、金融機関への預け入れ
4. 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入)
5. 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
6. 公序良俗に反するもの
7. その他、利用可能店舗が指定するもの
8. その他、委託者が利用対象として適当と認めないもの

加盟店の参加資格

宇城市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、次の1～4に該当する事業者を除いたもので、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるものとします。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
2. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
3. 上記【商品券の利用の対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを扱う事業者
4. 役員等が宇城市暴力団排除条例(平成23年宇城市条例第17号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する事業者

申込手続きについて

※宇城市内に複数の店舗(事業所)がある場合には、それぞれ店舗毎に申込みをお願いいたします。

1. 申込方法

「加盟店募集案内(資料1)」、「加盟店募集要項(資料2)」をご確認の上、「加盟店登録申請書(様式1)」内の誓約事項・同意事項に同意の上、WEB申請フォームまたは申請書に必要事項を記入いただき、郵送／FAX／メールいずれかの方法にてご提出ください。

●WEB申請フォームの場合

「加盟店登録申請書」内の、二次元コードをスマートフォン等で読み込み、表示される申請フォームに沿って入力してください。

●郵送の場合

「加盟店登録申請書(様式1)」両面に必要事項を記入いただき、

下記の宛先に同封の返信用封筒にて郵送してください。(切手不要)

(宇城市商品券事務局宛 〒860-8790 熊本県熊本市中央区城東町2-20 明治安田生命熊本ビル1階)

●FAXの場合

「加盟店登録申請書(様式1)」両面に必要事項を記入いただき、下記のFAX番号まで両面を送信してください。

(FAX番号 096-312-0215)

●メールの場合

「加盟店登録申請書(様式1)」両面に必要事項を記入いただき、両面をスキャン後に添付ファイルとして

下記メールアドレス宛に送信してください。

(メールアドレス ukicoupon-iimukyoku@his-world.com)

2. 申込期間(一次締切)

令和7年5月上旬～**令和7年6月13日(金)必着**

※書類到着が申込一次締切日以降となった場合、順次登録扱いとなります。

提出書類に不備があった場合も同様の取り扱いとなります。

※専用ホームページの加盟店一覧には登録後、順次掲載されます。

※**6月13日(金)**までに申込された事業者の方は、各世帯に郵送する同封する加盟店一覧冊子に店舗名を掲載します。

※6月14日(土)以降も随時募集しております。申込～登録まで1週間程度かかります。

3. その他

【個人情報の提供について】

登録申請に記載された個人情報につきましては、商品券事業に関する業務の範囲内でのみ利用・管理・保管されます。

加盟店の取り消し等

お申込内容に虚偽不備等がある場合には、承認を取り消す場合があります。

また、「加盟店募集要項」及び「加盟店登録申請書」内の誓約事項・同意事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

換金について

- 1. 換金方法 毎週月曜日～日曜日までの間で利用した商品券は利用額を自動的に集計し、翌金曜日に指定の口座にお振込みいたします。※詳細については、加盟店様向け説明会や加盟店マニュアルでご案内いたします。
- 2. 換金手数料 無料

加盟店登録について

●「加盟店登録前 事前説明」

加盟店登録における確認や質問事項について、第4弾宇城市物価高騰対策商品券専用ホームページにて

事業者向け説明動画を掲載しております。右記のQRコードよりご確認ください。

不明点等ありましたらコールセンターへご連絡ください。宇城市商品券事務局コールセンター 0120-917-131



説明会の開催について

●「加盟店舗向け説明会」

- ・日程 : 7月下旬 計8回開催
- ・対象 : **加盟店登録申請をされた事業者様 ※参加必須**
- ・詳細 : 様式1「加盟店登録申請書(裏面)」を参照

※【加盟店舗向け説明会】参加希望日の選択が必要です。

※当日は、広報物(ポスター等)のお渡しや加盟店様に向けたご案内をいたしますので必ずご参加ください。

手数料等について

- ①加盟店登録は無料です。
- ②換金手数料は無料です。
- ③決済用端末(スマートフォン)のレンタルをご希望された場合、返却時の郵送代は事業者様負担となります。
また、レンタルされたスマートフォンが破損した場合等は事業者様の負担が発生いたします。